

市ヶ谷加賀町アパートリノベーションルール

一般財団法人 住総研

1：リノベーション可能な専用部分は下記の通りとする

- ・ 車体を除く床、壁、天井部分
- ・ 居室間の車体以外の間仕切り壁および建具
- ・ 流し台、洗面化粧台、下足箱等の家具や押入れ等の造作物
- ・ 浴室内の床、壁のタイルの張替えは防水層を傷つける恐れがあるため、不可とする。ただし、既存タイルを残した表面の仕上は防水層を傷めない限り可とする。
- ・ 玄関扉およびスチールサッシの内部塗装部分

2：下記共用設備等については、リノベーション不可とする

- ・ 建物構造体、建物附属設備（火災警報設備、給排水管設備、電気配管配線設備、分電盤、ガス配管設備、電話配線、テレビ共聴設備）
- ・ 玄関扉、スチールサッシ、窓ガラス、網戸の取替えは不可

3：その他

- ・ 5年の定期建物賃貸借契約とする
- ・ リノベーションにかかる費用（処分費を含む）は自己負担とする。ただし、初期工事費用の1/3を補助する（上限額500,000円）。
- ・ リノベーションで使用した資材や備品については、退去時に所有権を放棄するか自己負担にて搬出してください

以上